

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>三郷市彦成二丁目二〇三番二地先から 同市彦成二丁目二〇三番一地先まで</p>		区 間
<p>二二二・七四〇 二二二・九二〇</p>	<p>二二二・〇〇〇 二二二・〇〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四九・九九</p>		(メートル) 延 長
		備 考